

サラリーマンでも確定申告をした方がいい場合

前月号で年末調整についてお伝えしましたが、年末調整では受け付けてもらえない控除がいくつかあり、サラリーマンの方でも確定申告をすることにより税金が還付される場合があります。ここでは、代表的な医療費控除、住宅ローン控除、寄付金控除について、お伝えしたいと思います。

医療費控除

医療費控除とは、年間10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%）を超えて医療費を支払ったときに、所得税が軽減される制度のことです。所得税を納める本人、または生計を一にする親族の医療費を負担したときに、医療費控除の対象にすることができます。

対象になる医療費は、診療や治療の対価や、治療や療養のために購入した医薬品の対価、分娩費用、介護保険制度の下で受けた介護サービスのうち自己負担分などです。また医療機関に行くための交通費も、バスや電車など公共交通機関の運賃なら対象になります。タクシ一代については、病状からみて急を要する場合や、公共交通機関の利用ができない場合には、その全額が医療費控除の対象となります。ただし、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金は、認められていません。

また、医薬品というと医療機関などにかかった場合のものだけが医療費控除の対象になると思っている人が少なくありませんが、薬局で購入したものも対象になります。たとえば、風邪をひいた場合の風邪薬や、胃痛の時に飲む胃薬も対象になります。正式な領収書でなくても、品名が記載されているレシートでも受け付けてもらえます。

一方、病気の予防や健康増進のために購入したものは対象になりません。たとえば、ビタミン剤やその他のサプリメント類は対象外です。また、インフルエンザの予防接種や健康診断の費用、医師等に対する謝礼金は原則として医療費控除の対象なりません。

住宅ローン控除

「住宅ローン控除」とは、銀行から住宅ローンを借りてマイホームを購入・増改築した人に、年末のローン残高に応じて、納めた所得税や住民税が戻ってくる制度のことです。キャッシュでマイホームを購入した人はこの制度は使えません。借入後1年目は確定申告が必要ですが、2年目以降は会社の年末調整で控除してもらえます。

この制度を受けるための主な要件は、

- 所得が3000万円以下
- ローンの返済期間が10年以上残っている
- 住宅の床面積は50平方メートル以上
- 配偶者や同居の親族から購入した住宅ではないこと
- 増改築等の場合、工事費が100万円以上であること、です。

住宅ローン控除を申告すると、住宅ローンの年末残高（一般住宅なら最高 4000 万円、条件に合う優良住宅なら最高 5000 万円）または住宅の取得対価のうち、いずれか少ない方の金額の 1%が、納めた税金から 10 年間戻ってきます。

寄付金控除

寄付金控除とは、国や県、赤十字などに寄付をした場合に、寄付をした金額に応じ一定の所得控除を受けられる制度のことです。次の①②の金額のうち、いずれか低い金額から 2,000 円をマイナスした金額が、所得控除額になります。

- ① その年に支出した特定寄附金の額の合計額
- ② その年の総所得金額等の 40%相当額

寄付をした場合には、その寄付金が控除の対象になるかを寄附した団体等に確認をし、その証明書、領収書等を発行してもらってください。確定申告の際には、団体等から交付を受けた領収書等を添付する必要があります。

ふるさと納税については、平成 27 年 4 月 1 日以降に寄付をした人で、寄付の納付先が 5 カ所までなら、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、確定申告が不要になりました。ただし、納付先が 6 カ所以上の人や、また医療費控除などで確定申告をする人は、ふるさと納税についても確定申告をしなければならないので、注意をして下さい。

その他

上記のほか、年末調整の際に申請し忘れた保険料控除、社会保険料控除などがある方は、確定申告することによって、還付を受けることができます。

また、年の中途中に退職し、年末調整を受けていない場合は、確定申告をすることにより、税金が戻る可能性があります。

確定申告は 2 月 16 日～3 月 15 日に行うこととされていますが、住宅ローン控除や医療費控除などの還付申告は、税務署は年明け（郵送なら 1 月 1 日）から、受け付けてくれます。申告は早ければ早いほど、税金が戻ってくるのも早くなります。

また、還付申告については、還付申告をする年分の翌年 1 月 1 日から 5 年間行うことができます。したがって、平成 26 年分の確定申告をし忘れた場合でも平成 31 年 12 月 31 日までは申告することができます。

年末調整で控除できない控除については、自分で申告しないと、税金は返ってきません。年末調整だけで終わらせずに、還付を受けるチャンスのある方は、ぜひ確定申告をしましょう。

その他詳細については久保総合会計事務所にご相談ください。

Tel 06-6930-6388 HP アドレス <http://kubokaikei.com/>